

プラザ洞津利用料金減免申請書（個人利用）

組合員証 記号番号	公立三重												所属所名																	
組合員 氏 名													所属所 コード																	
利用日	令和		年		月		日	連絡先 電話番号																						
利用区分	※利用区分をチェックしてください。商品購入の場合は商品名（【例】おせち料理）を記入してください。																													
	☐ レストラン利用																													
	☐ 宴会利用																													
	☐ 商品購入（																													
減 免 申 請 額	※申請額をチェックしてください。 税、サービス料は減免の対象となりません。																													
	☐ 2, 000 円（1 回分）																													
	おせち料理購入時のみ 1 回の購入で複数回分 利用可																													
	☐ 4, 000 円（2 回分）																													
	☐ 6, 000 円（3 回分）																													
	<table><tr><th colspan="2">利用区分</th><th>利用・購入金額 ※3</th><th>減免額</th></tr><tr><td colspan="2">宴会利用 ※1</td><td>1 回の利用が 5, 000円以上</td><td rowspan="4">2, 000円 (1 回分)</td></tr><tr><td colspan="2">レストラン利用 ※1</td><td>1 回の利用が 4, 000円以上</td></tr><tr><td rowspan="2">商品購入 ※2</td><td>おせち料理</td><td>1 回の購入金額が 4, 000円につき</td></tr><tr><td>その他商品</td><td>1 回の購入金額が 4, 000円以上</td></tr></table>														利用区分		利用・購入金額 ※3	減免額	宴会利用 ※1		1 回の利用が 5, 000円以上	2, 000円 (1 回分)	レストラン利用 ※1		1 回の利用が 4, 000円以上	商品購入 ※2	おせち料理	1 回の購入金額が 4, 000円につき	その他商品	1 回の購入金額が 4, 000円以上
利用区分		利用・購入金額 ※3	減免額																											
宴会利用 ※1		1 回の利用が 5, 000円以上	2, 000円 (1 回分)																											
レストラン利用 ※1		1 回の利用が 4, 000円以上																												
商品購入 ※2	おせち料理	1 回の購入金額が 4, 000円につき																												
	その他商品	1 回の購入金額が 4, 000円以上																												
※1. 組合員の利用分を対象とします。 ※2. 組合員の支払分を対象とします。 ※3. いずれも税、サービス料を除きます。																														
上記のとおり利用料金の減免を申請します。 公立学校共済組合三重支部長 様 令和 年 月 日 申請者氏名																														
※プラザ洞津使用欄	予約 番号												確認 入力	令和 年 月 日 担当																
														令和 年 月 日 担当																

（利用に当たっての注意事項）

- 注 1. 減免対象は、公立学校共済組合三重支部の組合員に限ります。ただし、任意継続組合員は除きます。
- 注 2. 組合員資格の有無は次表により判断します。
- | 利用区分 | 組合員資格の判定基準 |
|------------------|-----------------|
| 宴会、レストランの利用 | 利用日において組合員であること |
| おせち料理、その他企画商品の購入 | 注文日において組合員であること |
- 注 3. 減免額は、組合員一人当たり年度内 6, 000円（3 回）を上限とします。
- 注 4. 利用日当日、組合員証を提示のうえ、この申請書をプラザ洞津に提出し、補助券の交付を受けてください。事後の請求はできません。
- 注 5. 精算の際にレジ又はフロントに補助券を提出し、利用・購入料金から減免額を差し引いた金額を支払ってください。
- 注 6. 利用者が不正に減免を受けた場合（組合員以外の者が使用した場合等）、減免された金額を返納していただきます。